

令和2年12月23日

福知山市議会議長 芦田 眞弘 様

産業建設委員会委員長 吉見 純男

委員会審査報告書

本委員会に付託された議案について、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第80条の規定により報告します。

記

1 委員会付託議案

- ・議第106号 福知山北部地域多目的グラウンド条例の一部を改正する条例の制定について
- ・議第107号 工事請負契約の変更について
- ・議第112号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- ・議第113号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- ・議第114号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- ・議第115号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- ・議第116号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- ・議第117号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- ・議第119号 過疎地域自立促進市町村計画の変更について
- ・議第120号 福知山市農業振興地域整備計画の策定について

2 審査の概要

12月15日に委員会を開催し、地域振興部、産業政策部、建設交通部から議案について詳細な説明を受け、議案審査を行いましたので、概要について報告します。

初めに、議第106号について「使用料と利用料の違い」を問う質疑があり、「使用料については地方自治法のなかで公の施設について地方公共団体が徴収することができる」とされている。指定管理者が料金を徴収する際は、利用料金にて徴収することとなる」との答弁がありました。

次に、議第107号について「工事請負契約の減額変更の理由」を問う

質疑があり、「由良川の出水期に対応するとして、別発注の上流側から橋台までの築堤工事が早期に完成した。そのため、橋台上部まで堤防によってアプローチが可能となったことにより、当初計画していた橋梁の桁架設の足場となる登り栈橋の一部等が不要となったことによる」との答弁がありました。

次に、議第112号について「指定管理者を三段池総合公園内スポーツ施設管理運営共同事業体としたこと理由」を問う質疑があり、「前回の指定管理期間については、公益財団法人福知山市都市緑化協会が管理運営を行っていた。施設そのものの管理運営については、現在も緑化協会が行っている。しかしながら、市全体のスポーツ振興施策を考えるとスポーツ団体がかわかって行くことにより、ソフト事業におけるノウハウが発揮され、スポーツ施設の更なる有効活用が図れるということから、一般財団法人福知山スポーツ協会を加えた2者の共同事業体として応募を受けている」との答弁がありました。

次に、議第113号について「施設の利用者数に対して使用料が少ない理由と、今後の利活用方針」を問う質疑があり「少年サッカーなど、使用料減免の団体が多く使われるということで少なくなっている。地域スポーツの拠点施設という位置づけはしっかり踏まえた上で今回、指定管理者制度を導入することにより、全市的に有効利用できるような施設を目指している」との答弁がありました。

次に議第114号について「非公募とした理由」を問う質疑があり「指定管理第三者評価委員会の報告では、今後の施設のあり方検討をする必要があるが、中六人部地区の住民が芦田均元首相の功績を継承している施設であるとして、非公募の評価となっている事からそのようにした」との答弁がありました。

次に議第115号について「指定管理者の指定をすることはよいが、施設の老朽化で十分な利用者サービスができないと指定管理者から言われた時に市はどう対応するのか」を問う質疑があり、「市民要望も聞いているので、更に優先順位と緊急性を指定管理者と協議のうえ、どこを直していくかということをも十分検討していく必要がある」との答弁がありました。

次に議第116号について「三段池公園松風亭の管理と利用増に向けた取り組み」を問う質疑があり「都市・交通課で管理しているが昨年度の利用は15名であった。年々利用者数が減少傾向にあり、施設の老朽化も進むが施設利用向上のためアピールをしていきたい」との答弁がありました。

次に議第119号について「今回の福知山市過疎地域自立促進市町村計

画の変更に係る事業の計画区域 3 地域」を問う質疑があり「三和、夜久野、大江地域である」との答弁がありました。

次に議第 1 2 0 号について「林業に関する記述があるが福知山市農業振興地域整備計画に位置付けられているのか」を問う質疑があり「計画に位置付けることになっている」との答弁がありました。続いて、「計画が策定され市議会の議決事項となったことから、行政と議会が協議を深めさらに充実した計画にすること」を問う質疑があり「ありがたい提案であり、担当部署としてもより良い計画となるよう取り組んで行く」との答弁がありました。

なお、議第 1 1 7 号についての質疑はありませんでした。

その他、報第 8 号についても詳細な説明を受け質疑を行いました。討論はありませんでした。

3 審査結果

- ・ 議第 1 0 6 号 全員賛成で原案可決
- ・ 議第 1 0 7 号 全員賛成で原案可決
- ・ 議第 1 1 2 号 全員賛成で原案可決
- ・ 議第 1 1 3 号 全員賛成で原案可決
- ・ 議第 1 1 4 号 全員賛成で原案可決
- ・ 議第 1 1 5 号 全員賛成で原案可決
- ・ 議第 1 1 6 号 全員賛成で原案可決
- ・ 議第 1 1 7 号 全員賛成で原案可決
- ・ 議第 1 1 9 号 全員賛成で原案可決
- ・ 議第 1 2 0 号 全員賛成で原案可決